

～ 世の中の確かな情報を鋭い視点でお届けします ～

新年 あけまして おめでとうございます

謹んで新年のお慶びを申し上げます。
旧年中は大変お世話になり、
ありがとうございました。
本年度も、社員一同、
皆様のお力になれるよう頑張っ
て参ります。
ご愛顧の程よろしく願います。



まだまだ、景気情勢も横ばいで、明るい兆しがなかなか見えてこない状況ですが、
気持ちだけは負けないようにがんばっていきたくと思っています。
平成23年が皆様にとって充実した1年となりますことを祈念しております。

平成23年度 税制改正大綱が公表！

政府は昨年12月16日の閣議で、平成23年度の税制改正大綱を決定しています。
経済活性化や雇用拡大を狙って法人税率を12年ぶりに引下げし、地方税も含めた
実効税率を先進国で最高水準の40%から5%下げることとしています。

一方、個人向け税制は、所得税の控除縮小など、高所得者や富裕層に多くの負担を
求める内容となっていますが、消費税増税を含む税制の抜本改革は先送りされています。



国税の各項目を完全実施した場合の平年度ベースでは、企業関連で5800億円の減税、個人で4900億円の増税、差引
900億円の減税と財務省では説明しています。ただし、その検証可能な算出根拠については明らかにされていません。

法人税率は現行の30%を25.5%、中小企業への軽減税率は18%から15%へと引下げられます。また、雇用を増やした
成長企業を税額控除で支援する雇用促進税制も創設されます。

一方、二酸化炭素(CO2)排出の抑制に向け、石油石炭税率に上乗せする形で温暖化対策税(環境税)を段階導入する
見込みです。

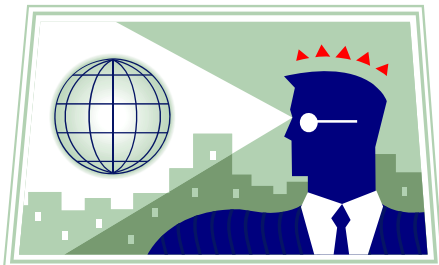
個人の所得税・住民税に関しては、サラリーマンの年収から一定割合を差し引いて税負担を軽減する給与所得控除は、
年収1500万円を超すと、その控除額は245万円を頭打ちとし、さらに年収2000万円超の会社役員や公務員、国会・地方
議員らは、一般社員よりもさらに控除額が圧縮されます。

また、23歳から69歳までの親族を扶養する納税者の税負担を軽減する成年扶養控除では、年収568万円(所得ベースで
400万円)超の場合の控除を廃止・縮小します。

相続税においては、遺産額から差し引ける基礎控除額を現行制度から4割削減し、
最高税率も現行の50%から55%に引き上げて、幅広い層に課税対象を広げていく
考えのようです。

主な項目については、次頁にまとめていますので、ご参照ください。

(日本経済新聞H22. 12. 17の記事より抜粋)



◆ 主要税制改正項目

企業	収益・投資	法人課税の税率	法人税(国税)を30%→25.5%に減税 地方税を合わせた実効税率ベースで5%の引下げ	◆
			中小企業の軽減税率を18%→15%に減税	◆
		雇用促進税制	雇用を10%以上増やした企業は、20万円/人の税額控除	◆
		グリーン投資減税	環境投資に対し、取得価格の3割を特別償却	◆
		欠損金の繰越控除	控除前所得の8割に控除を制限(中小法人は適用除外)	◇
		減価償却制度見直し	投資初期の償却額を縮小	◇
		研究開発減税	控除限度額を法人税額の30%→20%に引下げ	◇
		貸倒引当金の縮小	銀行や保険、中小企業のみ限定	◇
		租税特別措置見直し	国税50項目、地方税64項目を廃止・縮減	◇
		環境対策	環境税の導入	原油・石油製品は1キロリットル当たり760円増
平成23年10月から27年にかけて石油石炭税を段階的に引上げ	◇			
家計	手取り (住民税含)	給与所得控除を縮小	年収1500万円超は245万円で頭打ち	◇
			高額報酬役員は控除額をさらに最大2分の1まで圧縮	◇
		成年扶養控除	年収568万円超は廃止・縮減	◇
			扶養家族が学生・障害者の場合は継続	□
	退職金優遇税制縮小	勤続5年以下の役員で優遇廃止	◇	
	証券優遇税制	本則20%→10%の優遇を2年延長	□	
	配偶者控除	縮小は見送り	□	
	寄付金控除	税額から寄付額の最大50%を控除	◆	
相続財産	相続税	基礎控除の縮小「3000万円+600万円×法定相続人数」へ	◇	
		最高税率を50%→55%に引上げ	◇	
	贈与税	一部税率引き下げ、孫への相続時精算課税贈与の拡大	◆	

確定申告の準備はお早めに！

平成22年度の確定申告が近づいてきました。確定申告をされる方は、お早めにご準備をお願いします。
昨年度に当事務所にて申告させていただいた方には、個別に各担当者からご連絡させていただきますが、新規にご希望の方については、早めにお知らせください。

<確定申告が必要な方>

- ① 事業所得や不動産所得がある方
- ② 給与の収入金額が2,000万円を超える方
- ③ 給与を受けている方で他の所得(給与、退職金を除く)が20万円を超える方
- ④ 給与を2か所以上から受けている方
- ⑤ 土地や建物を売却された方
- ⑥ 生命保険契約、損害保険契約等に基づく一時金や満期返戻金があった方
- ⑦ 有価証券の売却により利益がある方(特定口座を開設しており、源泉徴収されている方は不要です)
- ⑧ 有価証券の売却により損失のある方(確定申告することにより損失を翌年以降の利益と相殺できます) など



国税に関する異議申立て・税務訴訟の状況が公表！



国税庁と国税不服審判所は不服の申立て及び訴訟の概要を公表しました。それによりますと、2009年度の1年間において、税務訴訟での納税者勝訴割合は5.0%となり、前年度の10.7%から半減しています。

納税者が国税当局の処分に不満がある場合には、

- ① 税務署等に対する異議申立てや国税不服審判所に対する審査請求をする
- ② 裁判所に処分の是正を求め、訴訟を起こすケースがあります。

異議申立ての発生件数は、相続税・贈与税(23.5%増)、徴収関係(13.5%増)、その他は軒並み減少し、全体で前年度より10.5%減の4,795件となりました。

処理件数は、取下げ891件、却下806件、棄却2,709件、一部取消525件、全部取消66件の合計4,997件で、納税者の主張が一部でも認められたのは591件となり、処理件数全体に占める割合(救済割合)は前年度を3.0ポイント上回る11.8%でした。

また、税務署の処分を不服とする国税不服審判所への審査請求の発生件数は、申告所得税(17.7%減)、相続税・贈与税(1.1%減)、消費税(47.9%増)となり、前年度より14.8%増の3,254件で、処理件数は、取下げ285件、却下304件、棄却1,620件、一部取消241件、全部取消143件の合計2,593件でした。

この結果をまとめると、納税者の主張が認められた救済割合は14.8%で、前年度より0.1ポイント減となっています。

一方、訴訟となった発生件数は、所得税(12.8%増)、審判所関係(50.0%増)、法人税(13.2%減)、相続税・贈与税(25.0%減)、消費税(22.2%減)となったことから、前年度より4.5ポイント下回る339件となり、終結件数は取下げ38件、却下14件、棄却252件、国の一部敗訴8件、同全部敗訴8件の合計320件、国側の敗訴(つまり納税者勝訴)割合は5.0%となっています。

全体で見ますと、2009年度中に異議申立て、審査請求、訴訟をとおして納税者の主張が一部でも認められたのは、処理・訴訟の終結件数の合計7,910件のうち991件で、その割合は12.5%となり、前年度より1.6ポイント増加となりました。この背景には、異議申立てにおける救済割合の増加が要因とみられています。

One Point

資産の共同購入による減価償却の特例

青色申告法人である中小企業者が利用できるものとして「取得価額30万円未満の減価償却資産の損金算入の特例」の制度があります。

取得価額が30万円に満たない減価償却資産の取得価額は一括して損金算入できるという、使い勝手の良い特例です。しかし、30万円を超える備品が必要となることは意外に多く、その場合は通常の減価償却資産としての取り扱いとなります。ところが、こうした30万円を超える備品でも、同じフロア内にオフィスを構える2社が共有することで、その購入費用を損金処理できるケースがあります。

資産を2社で共同購入した場合の各社の取得価額は、その資産の持分比率に合わせて購入費用を按分した後の金額です。その金額が1社あたり30万円未満であれば、その購入にかかった費用は2社とも一括して損金に算入できます。つまり、資産を2社で共同購入することにより、同特例の30万円未満という制限を、30万円×2社分の60万円未満まで広げることができるわけです。

ただし、同特例には制限があります。30万円未満の資産の取得価額の合計額が300万円を超えると、300万円未満の部分だけが適用対象となり、超えた部分については、通常の減価償却処理をすることになります。また、同特例と租税特別措置法上の特別償却、税額控除などの重複適用はできないので注意が必要です。

なお、共同購入した企業の事務所が離れている場合や、一方の企業が明らかに使用できない環境にある場合は共同購入と認められないので気を付けたいところ。

また、資産を共同購入する際には、共同購入する企業間で契約書や覚書を作成し、両社で保管しておくことが肝要です。こうした書類は、税務調査の際に確認されますので注意してください。

不動産基礎知識(建物の資産価値を判定するには)

皆さんは土地を購入した場合、どのような家を建てますか？やはり、長年住み続けることを前提に、安らぎの居住空間としての価値、または便利で使い勝手の良い家を建てたいと思うのは当然だと思います。

また、できれば長持ちするように丈夫な建物を建てたいと考える人も多いのではないのでしょうか。

一方では、昨今の資産デフレを嫌って資産価値のある建物にしたいという人もあるでしょう。実際、建て主の主観的価値は多様であり、建物はあくまで建て主の個別事情に合わせて建てられている場合がほとんどでしょう。

そこで、建物の資産価値の捉え方を少し鑑定評価流に、考えてみたいと思います。

一例として、10年前に2,000万円で建てた木造家屋を対象に試算してみましょう。

- 再調達原価(対象建物を現時点で新築した場合の建築費) 1,800万円
- 建物の耐用年数(ここでは、税法上の基準を採用) 23年
- 建物価格 $1,800万円 \times 13/23 = 1,020万円$

確かに、このように再建築費から経年減価を差し引くという方法は基本的には正しいといえます。実務的にも、これをベースに考えれば良いでしょう。しかし、この評価方法の根拠になる法定耐用年数や定額法・定率法といった税法における減価償却についてのルールは、単なる会計学上の費用配分や税法上の所得計算のテクニックに過ぎず、建物の資産価値という捉え方ではさしたる意味はないように思います。

結局、結論としては、一般的な買い手がその建物をどこまで評価してくれるか、という買い手の評価額がその建物の資産価値になるというより他ないのです。

◆ 建物評価と3種類の価値

一般に「建物の評価」といった場合に、その意味をよく考えると次の3種類あることに気がつきます。この点について、前記事例を用いて考えてみます。

- ①物理的価値 ・建物が物理的に何年使用可能であるかを基準に評価する考え方。たとえば、この建物が30年もつ(耐用年数30年)と考えるのであれば、再建築費の1,800万円をベースとして、評価額は1,200万円といったところです。
- ②市場価値 ・建物を流通市場に売り出した場合には、いくらで売れるかを基準に評価する考え方。この建物についていえば、築10年であればほぼ半値の900万円ないしそれ以下といったところでしょう。
- ③主観的価値 ・この建物を使用することによる効用などから、建物所有者がこの建物の価値をいくらか認識しているかを基準に評価する考え方。この場合、建物所有者はおそらくまだ1,500万円以上の価値は十分有していると思っているのかもしれませんが。

◆ 主観的価値が市場価値と乖離している現実

上記3種類の価値はどれが正しくて、どれが誤りというような訳ではなく、いずれも等しく大きな意味をもっています。

この3種類の価値を大きいほうから並べると、通常は主観的価値、物理的価値、市場価値の順となります。確かに、物理的価値は、建物の経年減価(老朽化・減失や破損等)を直接反映した「客観的価値」として重要な意味を持っています。もっとも、新築時であればほぼ市場価値と等しくなるのですが、中古市場では買い手の事情による厳しい査定に直面するため、市場価値との乖離は徐々に大きくなってきます。

建物の場合には、特に主観的価値の重要性を忘れることができません。これは市場価値の基を構成する「買い手の主観」と正反対の、所有者「売り手の主観」により形成されている価値です。そして、その両者(市場での買い手と所有者)の感じる価値の違いは、土地(更地)よりも建物のほうがかなり大きい。むろん建物は、所有者独自の都合や嗜好に合わせて建てられているからです。

建物は本来、売るためのものではなく住むためのものであることは当然のことであり、私自身も建物の価値を考えるうえで住む人がどう考えているかという主観的価値が最も重視されるべきであると考えます。

したがって、不動産市場においても建物の主観的価値にもっと目を向ける必要があると思いますが、ここで留意すべき点は、この主観的価値が市場価値と大きく乖離しているという現実です。言い換えれば、建物を途中で売却すると、所有者に大きな損失が発生することが珍しくありません。建物は、最初の取得者が最後まで使い切ることの方が、最大の効用を発揮するのかもしれない。

Wi-Fi(ワイファイ)とは

Wi-Fi(ワイファイ、wireless fidelity)とは、パソコンでも使われる無線LANを使用してインターネットに接続する方式です。通信規格であるIEEE 802.11シリーズ(IEEE 802.11a/IEEE 802.11b)を利用した無線機器間の相互接続性等について、Wi-Fi Alliance(米国に本拠を置く業界団体)によって認定された機器には、Wi-Fiロゴ(図1)の使用が許可されています。

簡単に言い換えますと、「1台で複数のデジタル機器(パソコン、携帯電話、ゲーム機、音楽プレイヤーなど)を同時にインターネットに接続させることができる端末機の規格」となります。

無線LANが商品化された当初は、異なるメーカー間と言うに及ばず、同一メーカーであってもラインナップの異なる製品を相互に接続することは保証されておらず、実際に相互接続できないケースも発生していました。このため、購入検討にあたり相互接続が可能かどうかユーザーにわかりづらく、無線LANの一般への普及に非常に問題がありました。

Wi-Fiのブランドが付いた機器なら違うメーカー、機種でも同じ無線LANが使えます。例えば、iPhoneでWi-Fiのパソコン用の回線を使用すると携帯回線を利用するより早く、ダウンロードができるわけです。しかも、パケット通信料がゼロ円です。

これは、携帯電話やパソコンなど、これまで毎月別々に支払っていた回線費用が、このWi-Fi1台にかかる月額料金だけで賄うことができるという意味でもあります。

現在、携帯電話各社が「ポケットWi-Fi」やそれに似た名称でサービスを提供していますが、これは、無線LANの可能なエリア内はもとより、エリア外であっても各携帯電話会社のサービスエリア内であれば、携帯電話の回線を使用して図2のように携帯できる無線LANアダプターを購入して、対応する機器で通信ができるというものです。

規格の統一や、関連機器の充実によって屋内外にかかわらず無線通信が便利になってきたと言えます。



1月度の税務スケジュール

内 容	期 限
12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付	納 期 限 1月11日(火) 年2回納付の特例適用者は1月20日(木)
11月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)	申告期限 } 納 期 限 } 1月31日(月)
2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)	
法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)	
5月決算法人の中間申告(半期分) (法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)	
消費税の年税額が400万円超の2月・5月・8月決算法人の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)	
消費税の年税額が4,800万円超の10・11月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)(9月決算法人は2ヶ月分)	
支払調書の提出	
固定資産税の償却資産に関する申告	
給与支払報告書の提出	
個人の道府県民・市町村民税の納付(第4期分)	

今月の名言録

～ 志を立てよう ～

志を立てよう。本気になって、真剣に志を立てよう。生命をかけるほどの思いで志を立てよう。

志を立てれば、事はもはや半ばは達せられたといつてよい。

志を立てるのに、老いも若きもない。そして志あるところ、老いも若きも道は必ずひらけるのである。

今までのさまざまの道程において、いくたびか志を立て、いくたびか道を見失い、また挫折したこともあったであろう。

しかし道がない、道がひらけぬというのは、その志になお弱きものがあつたからではなからうか。つまり、何か事をなしたいというその思いに、いま一つ欠けるところがあつたからではなからうか。

過ぎ去つたことは、もはや言うまい。かえらぬ月日にグチはもらすまい。

そして、今まで他に頼り、他をアテにする心があつたとしたならば、いさぎよくこれを払拭しよう。大事なことはみずからの志である。みずからの態度である。千万人といえども我ゆかんの烈々たる勇氣である。実行力である。

志を立てよう。自分のためにも、他人のためにも、そしておたがいの国、日本のためにも。

(「道をひらく」松下幸之助著 PHP研究所)



編集後記

新年、明けましておめでとうございます。旧年中は大変お世話になり、ありがとうございました。本年もよろしくお願い致します。

今年は例年になく寒い年末年始となり、寒いのが一番苦手な自分にとっては厳しい日々が続いています。仕事の方も、これから春にかけて一番忙しい時期になるので、風邪をひかないように気をつけていきたいと思っています。

また、新年を迎えるにあたって、目標も新たに決意し、2011年を精一杯がんばっていきます。皆様にとっても、幸多き1年になりますよう、心よりお祈り申し上げます。

(浅岡 和彦)



事務所のご案内

名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル9階

TEL:052-331-0135

052-331-0145

FAX:052-331-0167

<http://www.asaoka-kaikei.com>

本誌の内容で何かご質問などがございましたら、下記の担当までお問い合わせください。

税理士・行政書士
税理士
不動産鑑定士
社会保険労務士

浅岡 和彦
竹内 雅弘
佐々木 勝己
松永 裕美

